

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



### 東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、東日本大震災の被災者が受ける義援金（以下「第1次義援金」という。）の配分が開始されたこと等を契機として、下記のとおり、被災した被保護世帯が東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等（以下「義援金等」という。）を受けた場合の収入認定の取扱いを定めました。管内実施機関に周知徹底いただくとともに、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たるよう、特段の御配慮をお願いします。

#### 記

##### 1 義援金等の生活保護制度上の取扱いについて

義援金等の生活保護制度上の収入認定の取扱いは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）のオに従い、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。

##### 2 自立更生計画の策定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8の2の（5）に定める「自立更生計画」の取扱いについては、次のとおりとすること。

（1）自立更生計画は、別紙1の様式により策定すること。

ただし、自立更生のために充てられる費用の内容（費目、金額）が明記されるものであれば、各実施機関で定めたものを使用しても差し支えないこと。

なお、策定に当たっては、被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意するとともに、あらかじめ別紙2を提示、説明するなど被災者の事務負担の軽減に努めること。

（2）第1次義援金のように、震災後、緊急的に配分（支給）される義援金等については、当座の生活基盤の回復に充てられると考えられることや、一費目が低額で、かつ世帯員ごとに必要となる費目を個々に自立更生計画に計上することとすると被保護者の負担が大きくなることにかんがみ、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして自立更生計画に計上して差し支えないこと。この場合、用途について確認する必要はないこと。

- (3) 今後、複数次に渡って配分される義援金等については、自立更生計画を段階的に策定するなど、当該義援金等が、被災した被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう配慮すること。
- (4) 当該被保護世帯の自立更生のために充てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものでなくても、実施機関が必要と認めた場合は、預託することなく、自立更生計画に計上して差し支えないこと。  
ただし、実施機関は、自立更生計画の実施状況について（自立更生に充てられたものとして手続を簡略にした分を除く）、適宜、被保護世帯に報告を求めるなどの方法により把握すること。
- (5) 実際の経費が自立更生計画に計上した額を下回り、義援金等に残余が生じた場合、計上額と購入額との差額分の範囲内で、別途、自立更生のために充てられる費用として認定して差し支えないこと。  
なお、このような場合、自立更生計画を再度策定する必要はないが、差額分の用途について事前に実施機関に報告するように被保護世帯に説明するなどの適切な取扱いに留意すること。

自立更生計画書

長 殿

平成 年 月 日

1. 被災の状況について

- (1) 震災によって亡くなられた方あるいは行方が分からなくなった方 \_\_\_\_\_ 人
- (2) 住家の状況(当てはまる方を○で囲む)      全壊    ・    半壊
- (3) 原発事故による避難・屋内待避の有無      有    ・    無

2. 給付及び自立更生に充てられる費用の状況について

給付されたもの		自立更生に充てられる費用	
義援金	万円	【生活用品・家具】 (①) (単位：万円)	
災害弔慰金	万円		
被災者生活再建支援金	万円		
東京電力の補償金	万円		
その他の見舞金等	(単位：万円)		
小 計	万円	【家電】 (②)	
貸付けを受けたもの		【生業・教育】 (③)	
災害援護資金	万円	【住 家 (建築・補修)】 (④)	
その他の貸付金	(単位：万円)		
小 計	万円	【その他】 (⑤)	
合計	万円	合計	万円 (①～⑤の計)

上記のとおり、東日本大震災に係る義援金等の給付金及び貸付金を自立更生のために使用します。

住 所

氏 名(世帯代表者)

印

## 〔参考〕自立更生のために充てられる費目(例)

1	生活用品・家具
	什器
	衣服・布団
	食器棚
	テーブル・イス
	たんす
	ガステーブル
	その他
2	家電
	テレビ
	冷蔵庫
	洗濯機
	炊飯器
	電子レンジ・オーブントースター
	冷暖房用器具
	通信機器（携帯電話・固定電話・パソコン・プリンター・ファクシミリ等）
	その他
3	生業・教育
	事業用施設の整備に係るもの（施設の補修・事業用機器の購入等）
	技能習得に係るもの
	就学等に係るもの（学習図書、運動用具等、珠算課外学習、学習塾等）
	制服・通学用靴・靴等
	文房具等
	その他
4	住家
	補修
	建築
	配電設備・上下水道設備の新設
	その他
5	結婚費用（寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額相当）
6	墓石、仏壇、法事等弔意に要する経費
7	通院、通所及び通学等のために保有を容認された自動車の維持に要する経費
8	その他
	その他生活基盤の整備に必要なもの